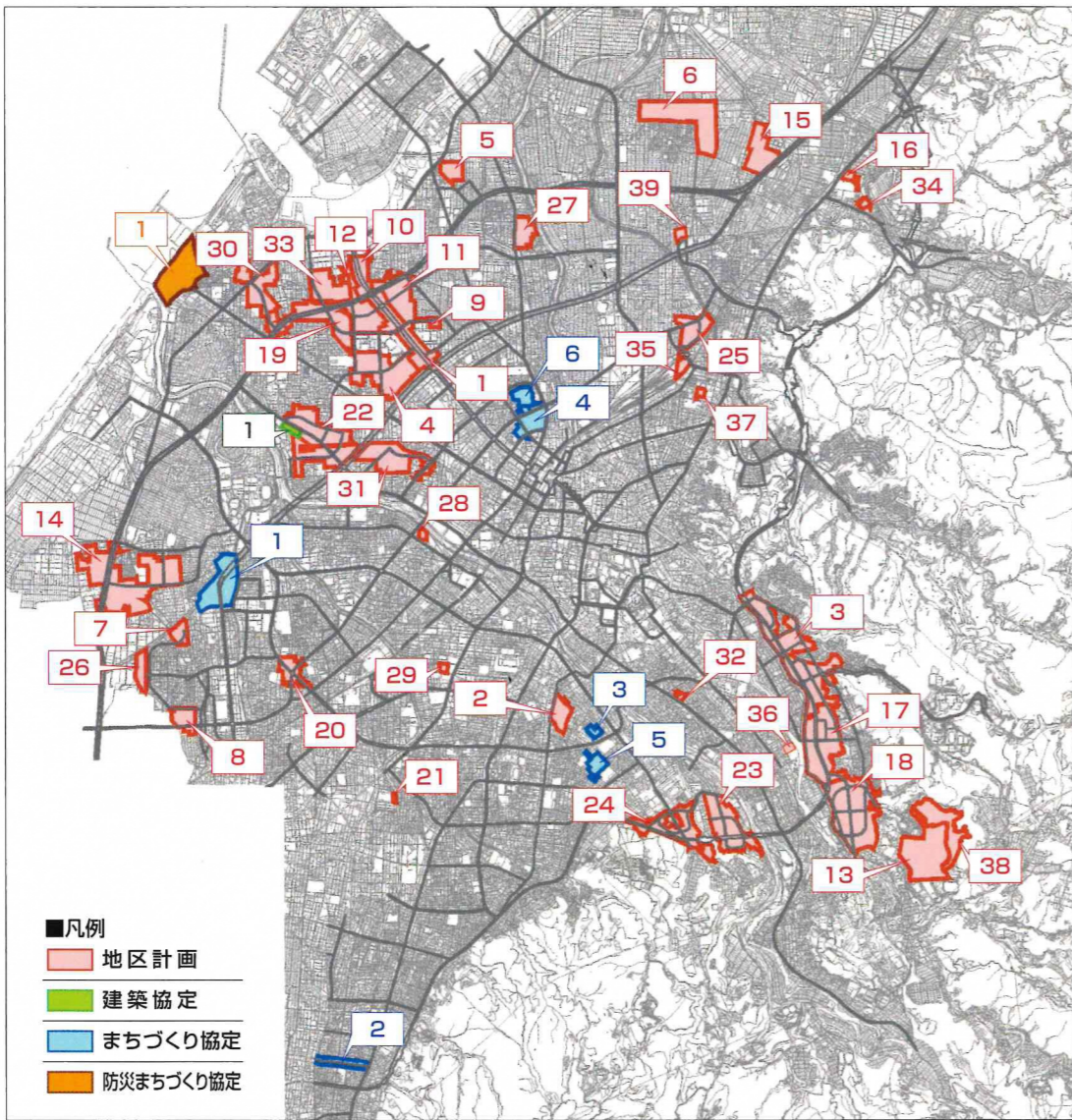


●いい街金沢住まいづくり奨励金「対象地区」(平成21年4月現在)

■ 地区計画

(都市計画法に基づき定められた、まちづくりに関するルールです)

No.	地区名
1	金沢西部地区金沢駅港線
2	泉野町3丁目地区
3	若松・鈴見地区
4	金沢西部西地区
5	直江地区
6	瑞樹団地地区
7	上安原第一地区
8	上荒屋東部地区
9	金沢西部東地区
10	鞍月地区金沢駅港線
11	鞍月東地区
12	鞍月西地区
13	太陽が丘西部地区
14	安原中央地区
15	福久町東部地区
16	南森本・塚崎地区
17	田上第五地区
18	田上本町地区
19	金沢西部第二地区
20	八日市出町地区
21	横川3丁目地区
22	松村第二地区
23	大森第三地区
24	野田地区
25	三池高柳地区
26	中屋地区
27	三口第二地区
28	ウッドパーク玉鉾地区
29	アーバンガーデン泉本町地区
30	木曳野地区
31	戸板第二地区
32	笠舞2丁目地区
33	無量寺第二地区
34	塚崎南地区
35	東金沢イースト地区
36	ウッドパーク小立野地区
37	サンシャイン鳴和地区
38	太陽が丘東部地区
39	サンシャイン千木地区



■ 建築協定

(建築基準法に基づき定められた、敷地と建築に関するルールです)

No.	地区名
1	松村フレッシュタウン

■ 防災まちづくり協定

(防災まちづくり条例に基づき定められた、防災計画に関するルールです)

No.	地区名
1	金石西地区

■ まちづくり協定

(まちづくり条例に基づき定められた、建築や土地利用に関するルールです)

No.	地区名	No.	地区名
1	神野町地区	4	北安江地区
2	四十万地区	5	緑が丘地区
3	泉野町1丁目泉工会地区	6	北安江下丁地区

上記、地区計画等の担当課

地区計画、まちづくり協定	都市計画課 TEL.076-220-2353
建築協定	建築指導課 TEL.076-220-2326
防災まちづくり協定	市街地再生課 TEL.076-220-2676

●下記の制度もあわせて利用できます。

木の家づくり奨励事業(森林再生課)
TEL.076-220-2217

●金沢産杉柱を50本以上使用する住宅の新築、増・改築、購入に奨励金
柱1本あたり2,800円 限度額25万円

住宅用太陽光発電システム設置費補助(環境政策課)
TEL.076-220-2507

5万円(太陽電池出力2kw以上)

市民参画型まちづくり推進費(都市計画課)
TEL.076-220-2353

●まちづくり協定の締結や地区計画決定にむけ、地域住民によるまちづくり計画策定を支援するためコンサルタントを派遣

地区計画・まちづくり協定の内容はインターネットでもご覧になれます

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29001/tikukeikaku/tikukeikakumidasi.jsp>
<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29001/matidukurijourei/midasi.jsp>

●お問い合わせ

金沢市都市整備局定住促進部 住宅政策課

●E-mail juutaku-s@city.kanazawa.lg.jp

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 TEL.076-220-2136 FAX.076-222-5119

●ホームページ <http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29101/jyutaku/index.jsp>

かなざわ定住推進ネットワークのホームページもご覧ください。 <http://www.kanazawa-sumai.net>

2009.4



いい街金沢



いい街金沢 住まいづくり 奨励金制度

金沢市では、良好なまちづくりを実践している地区（地区計画等）において、地域の特性にふさわしい優良な住宅を新築し又は購入する若年者に対し、奨励金を交付することにより若い世代のゆとりある住宅取得を応援します。



🏠 奨励金制度対象区域 (地区計画区域等)

- 地区計画区域 都市計画法
- 建築協定区域 建築基準法
- まちづくり協定区域 まちづくり条例
- 防災まちづくり協定区域 防災まちづくり条例

※ただし、市街化調整区域・工業地域・商業地域・まちなか区域は除きます。



🏠 奨励金の額

新築住宅取得のための **借入金の2.5%**
限度額 50万円

※土地の取得費は含みません。

・多子世帯※の場合
借入金の1.0% 限度額 20万円上乗せ
※18歳未満の子ども3人以上と同居する世帯

🏠 住宅の認定条件

- 1 建築主の年齢が45歳未満であること（当年度の4月1日現在）
- 2 敷地面積が165㎡以上である（地区計画等に定めのない場合）こと
- 3 住宅部分の床面積が100㎡以上240㎡以下であること
- 4 住宅の床面積の1/2以上が居住の用に供すること
- 5 地区計画等の計画に適合したものであること
- 6 住宅の品質確保の促進等に関する法律による住宅性能表示制度を利用するものであること（建設住宅性能評価書を受けるもの）
- 7 敷地内の緑被率が30%以上であること



🏠 緑被率の算定例

●敷地面積200㎡の場合



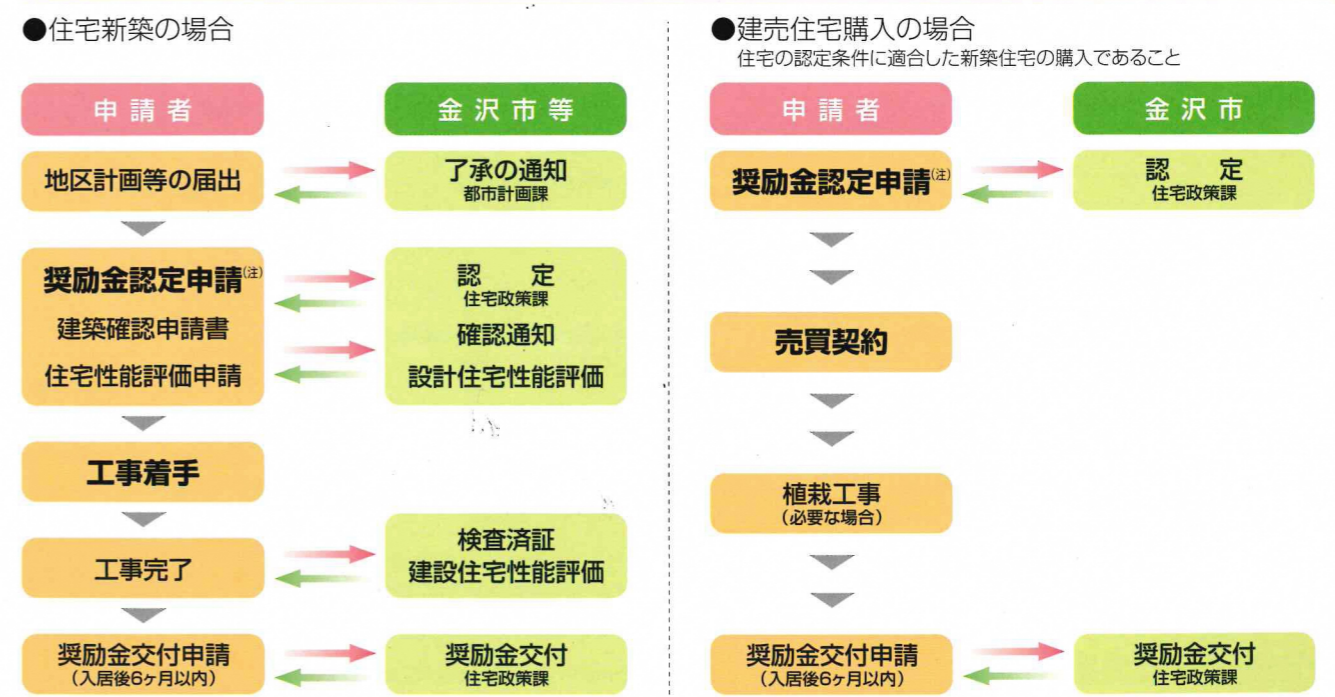
●緑地面積
高木1本 1本×25 = 25㎡
中木2本 2本×15 = 30㎡
生垣6m 延長6m = 6㎡
計 61㎡

●緑被率
緑被率 = $\frac{\text{緑地面積}}{\text{敷地面積}} \times 100\%$
= $\frac{61}{200} \times 100\%$
= **30.5%**

■緑地基準・緑地面積

緑地	基準	緑地面積	樹種名	
樹木	高木	樹高3m以上（将来成長して4m以上となる）のもの	25㎡/本	マツ・モッコク・サルスベリ・ハナミズキ など
	中木	樹高1m以上3m未満のもの	15㎡/本	キンモクセイ・サザンカ・ツバキ・ヒイラギ など
	低木	樹高1m未満のもの	1㎡/本	ツツジ類・アジサイ・コデマリ・ユキヤナギ など
生垣	高さ1m以上かつ1m当たりの植栽本数が2本以上のもの	延長1m当たり1㎡	ツゲ・ウバメガシ・ベニカナメモチ など	

🏠 手続きの流れ



(注) 奨励金認定申請の前に工事着手・売買契約したものは奨励金の交付対象となりません。